

平成26年度 第2回 滋賀県医療審議会 議事概要

日 時：平成26年9月19日（金）14：30～16：00

場 所：滋賀県大津合同庁舎7-B会議室

出席委員：松末委員、笹田委員、笠原委員、猪飼委員、芦田委員、山口委員、長尾委員、石橋委員、本白水委員、武内委員、青木委員、山田委員、小林委員、菊井委員、野村委員、三輪委員、畑委員

欠席委員：津田委員、藤澤委員、成松委員

事務局：健康医療福祉部

角野次長、嶋村健康医療課長、健康医療福祉部担当職員

議事の経過概要

開会宣告 14時30分

健康医療福祉部あいさつ：角野次長

事務局より、新たに就任された委員2名の紹介があった。

事務局より、本日の出席者数は委員総数20人の過半数である17人であり、滋賀県医療審議会運営要綱第4条第1項の規定により、会議が有効に成立している旨の報告があった。

本日の会議については、議事内容が、計画の作成に向けての意思形成過程の情報が含まれており、率直な意見の交換、また意思決定の中立性を確保するため、「附属機関の会議の公開等に関する指針」に基づき非公開事項に該当すると考えられることから、冒頭に笠原会長より、各委員へ会議を非公開とする旨、諮られた。

各委員から異議はなく、非公開で行われることが決定した。

なお、計画提出後には、本日の会議概要を公表し、透明性を確保していくことが確認された。

議 題

1. 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針について

事務局より資料に基づいて説明があった。

2. 医療介護総合確保推進法に基づく滋賀県計画（案）について

事務局より資料に基づいて説明があり、その後質疑応答が行われた。

その概要は下記のとおりであった。

会 長 大変多くの事業が盛り込まれているが、県当局において工夫いただき、まとめていただいたものと思っている。

委員 居宅等における医療の提供に関する事業の退院調整関係者養成事業の中に、在宅医療関係者という表記があるが、ここに歯科医師、歯科衛生士は含まれるのか。

事務局 当事業は、病院協会へ委託させていただき、各病院の退院調整部門の方の研修の実施や、医療職と介護職との多職種が検討協議する場ということである。

委員 退院患者は有病者であるが、歯科医師が訪問診療に行く際、患者履歴の確認が必要であるが、そういう時は直接主治医や病院と調整するということか。

事務局 各病院の方で退院が間近になったときは、退院前カンファレンスなどが行われるので、その際には病院と、歯科医師も含めた在宅医療関係者との調整が行われるものと考えている。

委員 病院歯科がないところは指導してもらえるのか。

事務局 各圏域において、歯科医師も含めた調整をしていきたいと考えている。

委員 女性医療従事者の支援について、歯科医師に女性はいるし、歯科衛生士はほとんどが女性である。この支援事業には女性医師や女性薬剤師という表記はあるが、女性の歯科医師や歯科衛生士はどのような扱いとなるのか。

事務局 今年度についてはご提案いただいた事業として、女性医師や女性薬剤師を対象とした事業を実施していく。歯科医師や歯科衛生士を対象とした事業についても、今後、関係団体の方からご提案いただきながら事業化検討をしてみたい。

委員 資料では、事業年度が平成29年3月31日までとなっているものがあるが、説明があったのは今年度の事業ということでしょうか。

事務局 資料に記載の額は、事業総額、基金活用額ともに今年度のみの金額である。

委員 医学生修学資金貸与事業では、何人くらいの医師確保を考えているのか。

事務局 年間でおよそ20名の貸付けを考えており、貸与者が県内に定着していただいて、毎年20名くらいの確保を目指していきたいと考えている。

委員 補助率に関して、機器等整備に関しては2分の1となっているのは決まっているものか。事業内容によって変更されることもあるのか。

事務局 基本的にはハードは2分の1、ソフトは3分の2と考えている。従来国庫補助事業であったものについては、国庫の補助率を踏襲している。

委員 事業期間について、4月1日始まりや1月1日始まりなどさまざまであるが、これは決まったものなのか。事業期間とは、例えば機器整備であれば、契約までいけばよいのか、納品されないといけないのか。

事務局 11月議会での補正予算で措置する予定の事業は1月1日開始となる。一部当初予算から措置しているものについては4月1日ということである。備品整備は1月1日以降の契約で、3月31日までに納品していただくことになる。

委員 機器整備などは、受注生産で納期が長くかかるものもあるので、そういう事情があるということも承知いただきたい。

委員 計画の目標設定で、在宅療養支援診療所の数が挙がっているが、この目標達成のための事業というのはあるのか。

- 事務局 在宅療養支援診療所を増やしていくには、在宅医療を担っていただく医師を増やしていかなければならないということで、在宅医療人材確保・育成事業などで取組をしていきたいと考えている。
- 委員 在宅療養支援診療所を新たに整備するということではないのか。
- 事務局 診療所を新たに建てるのではなくて、既存の診療所が在宅療養支援診療所として届出いただきたいと考えており、訪問診療を行うための機器整備等に必要な経費に対して支援する事業も実施予定である。
- 委員 地域で活動するものにとって、医療介護連携とは言葉では簡単だが、実際には大変な部分がたくさんある。医療と介護との連携に関する事業について、もう少し説明いただきたい。
- 事務局 医療・介護連携拠点機能整備事業は、新しく法律ができて、これまで介護事業は市町がやってきたが、今後 27 年度以降は、在宅医療も市町が中心となってやっていただく。在宅医療とは医療職と介護職の多職種がチームを組んで連携できるよう支援することが大事になってくるので、そのための拠点を各市町単位の整備をしていきたいと考えている。
- 委員 ICTの利活用について、どのような事業があるのか。
- 事務局 お薬手帳の電子化や、在宅医療の事業の中で、医師会で構築していただいている多職種連携ネットワークやびわこメディカルネット等を活用していただくための機器整備等への支援を予定している。
- 委員 薬の休日夜間の電話相談について、この事業はずっと継続的にやっていただけのものなのか。
- 委員 この事業は大津市でモデル実施しているものであるが、平日の夜9時から翌朝9時まで、休日は終日、365日薬剤師が携帯電話で対応するものである。これを県内各地に広げていきたいと考えている。
- 会長 この計画案は、すべての医療関係者が意見を出し合ってまとめてきたもの。一年で終わる事業もあれば、継続していく事業もある。今後も長い期間で取組を進めていく必要がある。

報告事項

1. 医療法人部会の結果について

猪飼部会長から結果の報告、事務局から資料に基づき審議内容について説明があった。

2. 滋賀県医療勤務環境改善支援センターの設置について

事務局より資料に基づいて説明があった。

閉会宣告 16時00分